

就学援助の認定期間変更のお知らせ

令和7年度より、就学援助の認定期間を下記のとおり変更します。また、認定期間の変更に伴い、給付月が一部変更になります。なお、認定基準や給付額に変更はありません。

<認定期間の変更について>

変更前： 4月～翌年3月

変更後： 10月～翌年9月

※令和6年度中に就学援助が認定になっている世帯は、令和7年9月まで認定期間が延長されます。

※中学校3年生については翌年3月末までが認定期間です。

<給付月の変更について>

●令和6年度まで

費目	給付月	備考
①1学期分	7月	・学期ごとに給付。
②修学旅行（中学校）	8月	
③修学旅行（小学校）	10月	
④2学期分	12月	
⑤新入学費前倒し	2月	
⑥3学期分	3月	

●令和7年度から

費目	給付月	備考
①新入学費（入学後）	5月	・学期にこだわらず、年2回の給付に変更 ・1学期の学用品費とまとめて給付していた新入学費（入学後）については、保護者の負担を考慮し、5月に別途給付。
②修学旅行（中学校）	8月	
③1回目（4～9月分）	9月	
④修学旅行（小学校）	10月	
⑤新入学費前倒し	2月	
⑥2回目（10～3月分）	3月	

（裏面に続きます。）

就学援助制度について

就学援助制度とは、経済的理由により就学が困難であると認められる児童・生徒がいる保護者の方に、学用品費や給食費等の一部を助成する制度です。前年の世帯全体の収入額等により審査し、年度ごとの認定となるため、毎年申請が必要です。

1 提出期限・受付時間

① 令和6年度中に就学援助を受けていない世帯

令和7年4月1日（火）～30日（水）（消印有効） 8時30分から17時まで

② 令和6年度中に就学援助を受けている世帯

令和7年7月1日（火）～31日（木）（消印有効） 8時30分から17時まで

2 申請方法

・申請書に必要書類を添付し、教育委員会学校教育課に提出してください。

（郵送可。郵送の場合は、事前に学校教育課に御連絡ください）

・必要書類

① 生計を一にする方全員の令和6年中の収入がわかる書類（源泉徴収票など）

なお、令和7年1月1日時点で他市区町村に住民登録をしていた場合は、他市区町村で令和7年度課税証明書を取得し、提出してください。

※状況によって必要書類が変わりますので、ご不明点はお問い合わせください。

② 賃貸住宅の場合、名義人及び家賃額がわかる書類の写し

③ 口座名義人。口座番号がわかる書類の写し（原則、申請者と同じ名義のもの）

3 給付費目及び給付金額について

（単位：円）

No	給付費目	小学生		中学生	
		1年	2～6年	1年	2～3年
1	学用品費（年額※1）	11,630	13,900	22,730	25,000
2	校外活動費（年間限度額）	1,600		2,310	
3	給食費	実費			
4	通学費（※2）	実費			
5	オンライン学習通信費（年額※1）	15,000			
6	新入学児童生徒学用品費	57,060	—	63,000	—
7	修学旅行費（小6・中3）	実費 （限度額 22,690）		実費 （限度額 60,910）	
8	眼鏡購入費	実費 （限度額 16,000）		実費 （限度額 16,000）	

※1：年額とは、4月から翌年3月までです。認定期間とは一致しません。

※2：特別支援学級児童・生徒の電車及びバス利用の経費が給付されます。

秦野市教育委員会 学校教育課 学務保健担当

TEL 0463-84-2785

MAIL g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp